

第2次 志布志市自殺対策計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

概要版



いのち支えあう「志」のまち志布志

令和6年3月
鹿児島県 志布志市

▼計画策定の趣旨

志布志市では、平成30年9月に自殺対策の関係機関・団体等と連携を図り、総合的な自殺対策の検討を行う場として、「志布志市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、令和元年5月に自殺対策を推進するための具体的な取り組みを定めた「志布志市自殺対策行動計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、全庁的な取組として自殺対策を推進してきました。

この計画が令和5年度で満了となることから、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の内容を反映させるなどの見直しを行い、「第2次志布志市自殺対策計画」を策定しました。

この計画は、市内の自殺者数の減少を目指すとともに、市民の自殺に対する正しい知識の普及啓発や自殺対策に係る人材の育成、また、自殺の危険性の高い人のケアや、悩みを抱えた人が相談できる体制づくりなど、**社会全体で自殺対策を推進することを目的とした計画**です。

▼計画の位置づけ

自殺対策基本法、自殺総合対策大綱を根拠に、「志布志市総合振興計画」「健康しぶし21」を上位計画として、鹿児島県自殺対策計画やその他関連する各種計画との整合性を図りながら、自殺対策を推進していきます。

▼計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

▼計画の数値目標

新たな自殺総合対策大綱で、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」と旧大綱の数値目標継続が示されていることから、令和8年の数値目標を「19.0以下」とします。

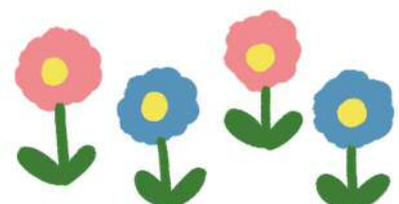
① 自殺死亡率

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	27.2	26.5	19.0以下	19.0以下

② 年間自殺者数

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
年間自殺者数	9人	8人	5人以下	5人以下
(参考) 総人口の実績及び推計値	33,096人	29,808人	(R7) 27,846人	(R12) 25,946人

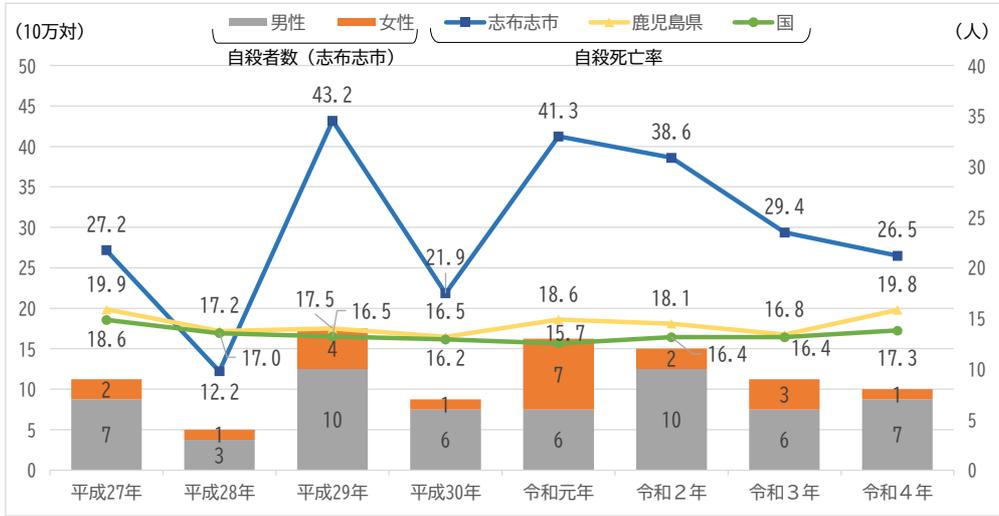
※令和8年及び令和10年の総人口の推計値は、国勢調査の推計値を用いています。



▼各種統計データから見る志布志市の自殺の現状

本市の平成30年から令和4年までの5年間に自殺で亡くなった人の数は49人（年間平均9.8人）、自殺死亡率の平均は31.5であり、鹿児島県（17.4）及び国（16.4）よりも高くなっています。

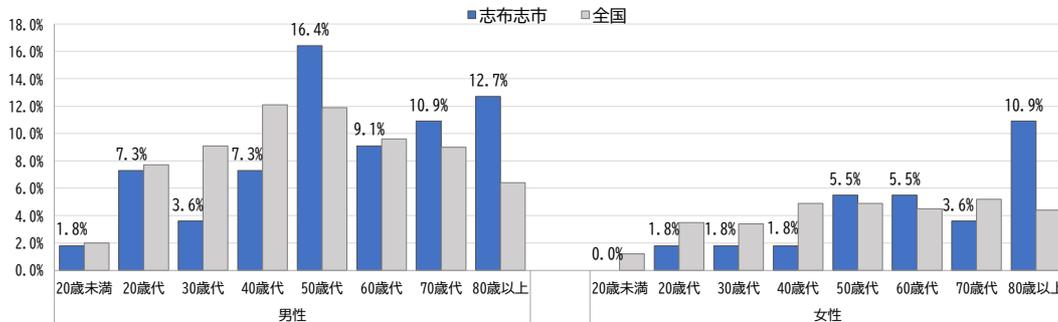
図表1：自殺者数と自殺死亡率の推移（平成27～令和4年）



資料：地域の自殺の基礎資料（厚生労働省）・自殺統計（警察庁）

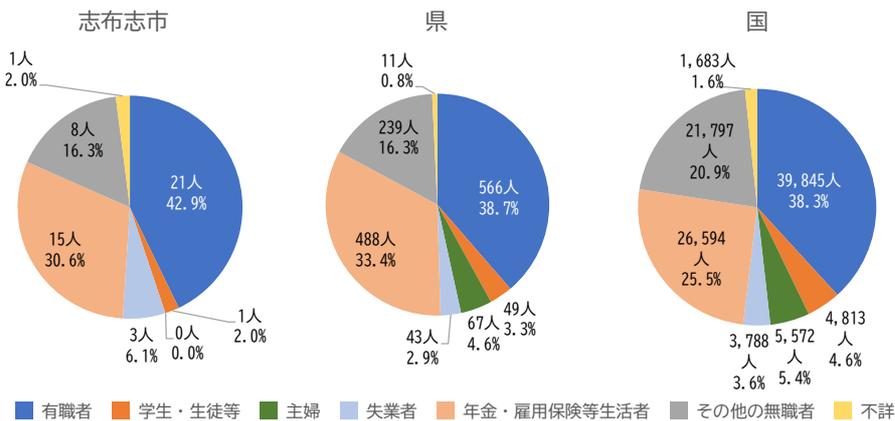
男性では50歳代と80歳以上の割合が高くなっており、女性では80歳以上の割合が高くなっています。

図表2：性・年代別の割合（平成29～令和3年集計）



資料：地域自殺実態プロフィール2022年版

無職者の割合が55.0%と最も高くなっています。また、「有職者」の割合は42.9%となり、全国・鹿児島県より高くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

▼アンケート調査からみる状況

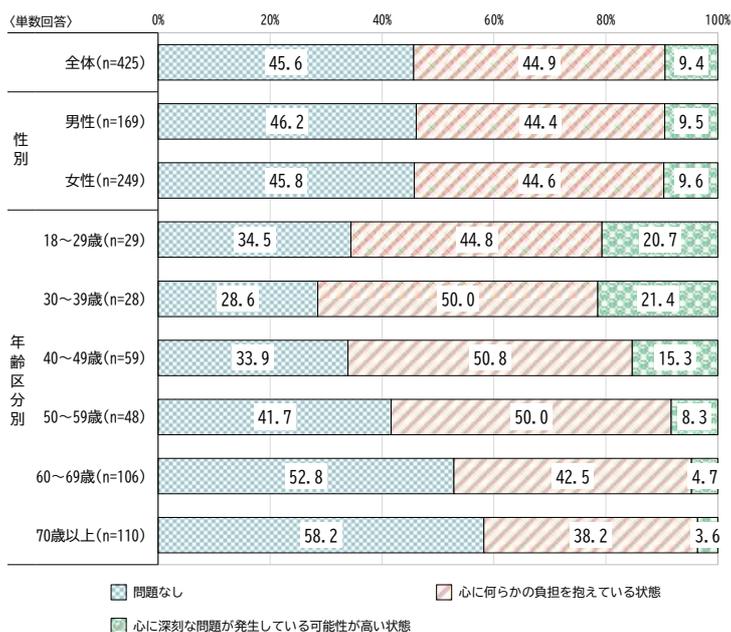
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指した第2次志布志市自殺対策計画の策定や今後の自殺対策に活かすことを目的に住民アンケート調査を実施しました。

アンケートは住民（市内在住で18歳以上の人）から442件、小学6年生、中学3年生から516件回収しました。

○住民（市内在住で18歳以上の人）向け調査の結果

心の健康度合い（K6得点）の判定の結果、『心に何らかの負担を抱えている状態』の割合が44.9%、『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』が9.4%となっています。

【K6*得点の分類（性・年代別）】



*K6とは

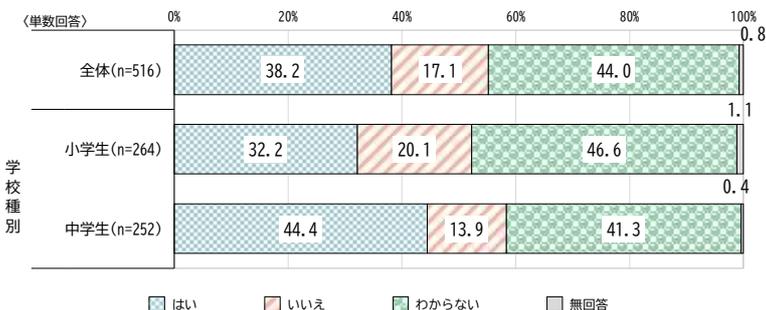
米国のKesslerらによって、うつ病・不安障がいなどの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された指標のこと。

「神経過敏だと感じることもある」「絶望的だと感じることもある」「そわそわ落ち着かなく感じることもある」「気分が沈み、気が晴れないように感じることもある」「何をするにも面倒だと感じることもある」「自分は価値のない人間だと感じることもある」の6項目ごとに「まったくない」0点、「少しだけある」1点、「時々ある」2点、「よくある」3点、「いつも感じている」4点を与え、合計点を算出したもの合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。出典：厚生労働省

○小・中学生向け調査の結果

【自分のことが好きか】については、「はい」が38.2%、「いいえ」が17.1%、「わからない」が44.0%となっています。

【自分のことが好きか】



▼ 基本理念

地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで、一人一人の大切ないのちをみんなで支え合い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本市の取り組みを推進していきます。

いのち支えあう「志」のまち志布志

▼ 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策に係る医療、保健、生活、労働、教育等、様々な関係機関の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

- 志布志市健康づくり推進協議会における推進
- 志布志市自殺対策推進本部の開催
- 地域づくりに向けた支援〈追加〉
- 志布志市自殺対策ネットワーク会議における推進
- 民生委員・児童委員定例会における普及啓発

(2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材(ゲートキーパー※)の養成を進めます。

また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成・関係機関の相談員の資質向上を図ります。

- 市役所職員向けゲートキーパー研修の開催
- 市民向けゲートキーパー養成講座等の開催

(3) 市民への啓発と周知

地域、職場、学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根深く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動を進めます。

- 広告媒体を活用した啓発活動
- 出前講座やイベント等での啓発活動の実施
- 図書館での「こころの健康関連コーナー」の開設
- 自殺予防週間による街頭キャンペーンへの参加
- リーフレットの作成と配布

(4) 生きることの促進要因への支援

生活上の困り事を察知し、関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ等のスクリーニング事業などを進めていきます。

- うつ等のスクリーニングの充実
- こころの相談会の実施
- 生活における困りごとの相談の拡充
- 身体の病気に関する悩みに対する支援
- 無料法律相談会の実施
- 自殺未遂者への支援
- 遺された人への支援
- 自相談支援〈追加〉
- 参加支援〈追加〉

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。(内閣府「ゲートキーパー養成講座用テキスト」より)



(5) 子ども・若者に対する取組の充実

子ども・若者が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育や、メンタルヘルスの大切さや相談機関周知等を強化していくとともに、学校や家庭、地域などの多様な関係者の連携が求められます。

- SOSの出し方に関する教育の実施
- 学校への専門家派遣
- ゲートキーパーの養成研修会の実施
- 土曜学習教室事業〈追加〉
- 教職員向け研修の実施
- 中学生等若年層向けゲートキーパー養成講座の実施
- ふれ愛セミナー〈追加〉

(6) 女性に対する取組の充実

妊産婦等、女性特有の視点も踏まえ、各関係機関と連携しながら、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添った自殺対策を講じていく必要があります。

- 母子健康手帳の交付〈追加〉
- 母子全戸訪問の実施〈追加〉
- 女性相談室及び女性専用相談フリーダイヤル〈追加〉
- 産婦健康診査事業における医療機関との連携〈追加〉
- ママのほっとカフェの実施〈追加〉
- 働きたいママのための再就職セミナー&お仕事相談カフェの実施〈追加〉

▼重点施策

(1) 高齢者の自殺防止・予防に向けての取組の推進

行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援として自殺対策の推進を図ります。

- 地域ケア会議の実施
- 介護問題を抱える家族の支援体制の構築
- 認知症初期集中支援事業の実施
- オレンジほっとカフェの推進
- 高齢者虐待防止ネットワーク協議会〈追加〉
- 地域での気づきと見守り体制の強化
- うつ等のスクリーニングの充実(再掲)
- 地域コミュニティづくりの推進
- 生涯学習・生涯スポーツの推進
- ごみ出し・ごみ分別支援時の支援へのつなぎの実施〈追加〉

(2) 生活困窮者への生活支援と自殺防止の連動

生活困窮の状態にある人・生活困窮に至る可能性のある人が自殺にいたらないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

- 包括的な相談支援体制の充実
- 無料法律相談会の実施(再掲)
- 就労準備の支援〈追加〉
- 生活困窮者支援調整会議の開催
- 消費生活相談の実施

(3) 勤務・経営問題に関わる自殺防止の推進

働く世代は、心理的にも社会的にも、また経済的にも負担を抱えることが多く、こころの健康を損ないやすい状況にあります。精神・経済・社会的な視点での包括的な取組を推進します。

- 相談支援体制の充実
- 創業及び経営相談の実施
- リワーク事業の実施〈追加〉
- 市民向けゲートキーパー養成講座等の開催(再掲)
- 就職説明会の実施
- 雇用促進運営協議会の実施
- ひとり親家庭への資格取得の支援〈追加〉

▼相談窓口(市内)

(1) 妊娠・出産・子育てに関する相談(不登校・就学、いじめ、児童虐待などを含む)		
子育て世代包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15
<育児相談> はぐくみランド	099-472-8993	はぐくみランド開放日(はぐくみ通信参照)
<教育相談> 志布志市役所 福祉課	099-474-1111	毎週木曜日9:00～14:00(はぐくみ通信参照)
志布志市役所 福祉課 保健課	099-474-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15
志布志市教育委員会 学校教育課	099-472-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15
(2) 高齢者・介護に関する相談		
地域包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15
志布志市役所 福祉課		
(3) 障がい福祉に関する相談		
そお地区障がい者等基幹相談 支援センター	099-401-0028	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:30
志布志市役所 福祉課	099-474-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15
(4) 心と体の健康に関する相談		
志布志保健所	099-472-1021	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15 来所相談は事前に連絡
志布志市役所 保健課	099-474-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15
(5) パートナーとの関係に関する相談		
志布志市役所 コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ	099-472-1111	<女性支援相談室> 第3水曜日13:30～16:30
	 0120-786-054	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:00
(6) 生活・福祉・就労に関する相談		
生活自立支援センター 「ひまわり」	099-472-1830	月～金曜日(年末年始・祝日除く)9:00～17:00
志布志市役所 福祉事務所	099-474-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15
志布志ふるさとハローワーク	099-471-1710	月～金曜日(年末年始・祝日除く)9:30～16:45
(7) 消費生活に関する相談		
消費生活センター 志布志市役所 港湾商工課	099-472-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)9:00～17:00
(8) 創業や経営に関する相談		
志布志市役所 港湾商工課	099-472-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15
(9) 複雑化・複合化した課題に関する相談		
志布志市役所 福祉保健課 重層支援グループ	099-472-1111	月～金曜日(年末年始・祝日除く)8:30～17:15



詳しくは、計画の本編に掲載しています。

志布志市公式ホームページ

<https://www.city.shibushi.lg.jp//soshiki/9/25386.html>



▼こころの健康に関する相談窓口(鹿児島県・全国)

■鹿児島県

相談窓口名称	連絡先	備考
鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	月～金曜日(年末年始・祝日除く) 8:30～17:00
鹿児島県自殺予防情報センター	099-228-9558	月・木曜日(祝日除く) 9:00～12:00、13:00～16:00
こころ・つむぎの会 (家族等を自死によってなくされた 遺族の分かち合いの会)	099-228-9558	初回は要予約・面接
こころの電話	099-228-9566 099-228-9567	月～金 9:00～12:00、13:00～16:30
鹿児島いのちの電話	099-250-7000	365日 24時間
よりそいホットライン	0120-279-338	365日 24時間

■全国(電話相談)

相談窓口名称	連絡先	備考
井いのち SOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク)	0120-061-338	日、月、火、金、土曜日 0:00～24:00 水、木曜日 6:00～24:00
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	0:00～24:00
いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)	0570-783-556	毎日 16:00～21:00
	0120-783-556	10:00～22:00
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	
チャイルドライン (特定非営利活動法人(NPO法人) チャイルドライン支援センター)	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00
子供の SOS の相談窓口(文部科学省)	0120-0-78310	
子どもの人権110番(法務省)	0120-007-110	平日 8:30～17:15

■全国(SNS相談)

相談窓口名称	連絡先	備考
特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク	http://www.lifelink.or.jp/	毎日 11:00～22:30
特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア	http://www.npo-tms/	毎日 第1部 12:00～15:50(15:00まで受付) 第2部 17:00～20:50分(20:00まで受付) 第3部 21:00～23:50(23:00まで受付)
特定非営利活動法人 あなたのいばしょ	https://talkme.jp/	24時間 365日
特定非営利活動法人 BOND プロジェクト	https://talkme.jp/	毎週 月・水・木・金・土 10:00～22:00(21:30まで受付)
特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	https://childline.or.jp/index.html	毎週 月・水・木・金・土曜日 10:00～22:00(21:30まで受付)

※本紙は令和6年3月時点の情報に基づき作成しています。今後、連絡先等が変更になる場合があります。